

沿岸広域振興局長告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年5月11日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370200677	有限会社介護リフォームセンター	有限会社介護リフォームセンター宮古営業所	宮古市板屋三丁目3番3号	平成24年5月1日